

令和5年2月27日

保護者各位

石狩市保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症に関する北海道におけるレベル分類の変更について

日頃より教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り、また長期にわたり新型コロナウイルス感染症の拡大防止についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和5年2月6日以降、北海道におけるレベル分類が2から1へ変更されたことを受け、当市の新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いを下記2のとおり見直しさせていただきますのでお知らせ致します。

記

1 各家庭における感染予防の協力について

今シーズンは、新型コロナウイルス感染症のみではなく、インフルエンザの感染者も増加していることから、今後も引き続き基本的な感染症対策への取り組みにご理解とご協力をお願い申し上げます。

2 保育施設等をお休みいただく期間について

	状 況	お子様がお休みいただく期間
①	お子様が新型コロナウイルスに感染した場合	保健所または医師から指示のあった健康観察期間
②	同居のご家族が感染した・お子様が「感染の可能性がある方（濃厚接触者）」に特定された場合	陽性者との最終接触日の翌日から5日間または保健所等から指示のあった外出自粛（待機）期間 ※ただし、7日間が経過するまでは・・・ ○検温等による健康観察やマスク着用等感染対策を徹底する
③ ※今回の見直しにより削除	同居のご家族が濃厚接触者となった場合（保育施設等から「感染の可能性がある方」に特定された場合を含みます。）	同居家族の外出自粛（待機）期間 （本来、お子様に行動の制限はありませんが、感染拡大回避のための措置としてご理解をお願いいたします。）
④	お子様や同居のご家族がPCR検査等を受ける場合（任意の検査を除く。）	検査結果（陰性）が判明するまでの間 ※お子様が「感染の可能性がある方（濃厚接触者）」に特定されており、発症して検査を受けた場合は、陰性であっても②の期間とします。

在籍している保育施設等で陽性者が発生し、お子様が「感染の可能性がある方」に該当した場合には、施設から保護者様に直接ご連絡いたします。この場合、一律に登園自粛を求めるのではなく、陽性者との接触レベルや施設等での感染状況等に応じて健康観察（陽性者との最終接触日の翌日から7日間）をお願いするなど、柔軟に対応することとしております。

3 保育料の日割り減額について(保育認定0～2歳児クラスのみ)

上記2の理由によりお休みした場合は、施設から市に対して欠席日数の報告をもらい、保育料の日割り減額の対象となります。

令和5年3月1日以降は、2 保育施設等をお休みいただく期間についての③に該当している場合でも、保育料の日割り減額の対象となりませんのでご注意ください。

4 保育料減免措置の廃止について

上記3の保育料の日割り減額につきましては、国から「新型コロナウイルス感染症対策は新たな行動制限を行わず、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、臨時休園等を行うことを国から要請することは想定されない。」旨の通知があったことから、令和4年度末まで現在の取り扱いを継続した上で、令和5年4月以降は廃止されます。

5 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

保育施設等の判断により園を休園する場合、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を活用できる場合があります。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

※対象となる休暇の取得期間について、令和5年3月31日まで延長されております。

厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)



厚生労働省公式 LINE アカウントもぜひご活用ください。チャット形式で質問にお答えします！

「新型コロナウイルスに関する情報はこちら」→「小学校休業等対応助成金について」から、各種メニューをご覧いただけます。

友だち追加はこちらから

→ 友だち追加用リンク <https://lin.ee/qZZIxWA>



【子ども家庭課 TEL 0133-72-3197】